

社長の想い…今の就業規則で伝わっていますか？

社長の“想い”と“こだわり” を伝える 就業規則 の作り方

退職トラブル、情報流出、メンタル不全・・・近頃急増しているこれら労務管理上のトラブルは、社長の“人”や“働き方”に対する想いやこだわりが幹部や社員に伝わっていないことも大きな要因です。そして万一何らかの労務トラブルが起こったときも、社長の想いやこだわりが入っていない就業規則では納得の対応などできません。社長であれば、様々な機会を使ってその想いやこだわりを社内に伝えていってほしいと思いますが、**実は就業規則もその大切・有効な機会なのです。**

※長年見直しをしていない、逆に修正を重ねて体裁が悪くなっていて読みにくい就業規則も、この機会に、こだわりが感じられる、どこへ出しても恥ずかしくないものに変えていきましょう！

【開催日】

平成25年11月1日(金) 13:30~16:00

平成25年11月18日(月) 13:30~16:00 (同内容)

【会場】 浜松労政会館(商工会議所ビル 7階)

【受講料】 1名様 5,250円 (顧問先様 無料)

【定員】 各回20名様 (申込順)

(同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております)

【主催/お問い合わせ先】 西遠労務協会 (株)ビジネスコーチ人事研究所

浜松市北区三方原町314-2 HP: <http://www.seienroumu.com>

TEL: 053-436-1033 FAX: 053-436-1138



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

【主なセミナー内容】

1. そもそも就業規則とは
2. 社長の想い(本音)が伝わる就業規則
 - ・経営目標、経営理念の重要性
 - ・就業規則が生きる「目的条文」
 - ・社長の想い・こだわりを伝える方法
3. 労務トラブルに強い就業規則
 - ・採用 ・期待はずれ ・残業 ・年次有給休暇の取得方法
 - ・精神疾患対応 ・報告、連絡、相談 ・パソコンと情報保護
 - ・セクハラ パワハラ ・解雇 ・退職 etc.
4. 最近の法改正などトピックスと、就業規則への盛り込み
 - ・高齢者雇用安定法、労働契約法(5年ルールなど)
5. 役所の調査の注意点
 - ・監督署調査ではココを見る 社会保険調査ではココを見る
6. 活用のポイント
 - ・従業員代表の選出の仕方 ・管理者、社員への周知
 - ・その他活用方法

◀特定社会保険労務士とは▶

労働者と経営者が争いになったとき、裁判によらない円満解決をお手伝いします。厚生労働大臣が定める研修を受け、試験に合格し所定の登録をおこなうことで資格が与えられています。

ユーチューブ(動画映像)「社長の“想い”と“こだわり”を伝える就業規則の作り方セミナー」のご案内、好評公開中！
下記、西遠労務協会HPから。
<http://www.seienroumu.com>

裏面の情報もぜひご確認のうえ、参加をお決めください



H25. 2・3月開催「就業規則セミナー」参加者様よりいただいたお言葉

- 課題をしぼって説明していただけた。具体的対策例も目に見える形で提示されていた為、今後の参考になった。
- 細かい例を出して説明していただき、とてもわかりやすかったです。精神疾患等で悩んでいた事もあり、参考になりました。就業規則も見直していかなければならない時期にきているので、小さな会社の我社ですが、頑張ってみ直していきたいと思いました。
- 問題が起きてからでは遅いので、その前に考えて規則を作っていくことの大切さを感じました。これからの就業規則を作っていく上で参考にしていきたいと思います。
- 自分で気付いていなかった視点があった。見直し時期になってきていると感じているので参考にしたい。
- 普段普段怠けていて放ったらかしだったが、認識をおおいに迫られました。
- 幅広い内容でしたが、分かり易い説明でした。今後、各項目について詳細に検討していきたいです。
- 非常に良心的なセミナーだと感じました。ありがとうございました。
- 知らなかった事が多く、今後整備していかななくてはならない当社のポイントに気付く事が出来ました。分からないとそのままになって流れている事が多いので、こういったセミナーで改めて気付くので有難いです。ありがとうございました。
- 就業規則についての大切さを再認識した。休職についての記載が無い為、今後見直していきたい。
- 就業規則に対して理解を深めることができました。また4月からの改正点についても知る事ができ、ありがとうございました。
- 今の世の中にあった規則にかえていくことが会社を守り、社員が気持ちよく働ける環境をつくっていくと感じた。総務に所属しているため、社員と経営者の間に入ることが多く、悩むことが多いので、会社に戻り上司に規則の見直しについて考えてもらえるように働きかけていきたい。



➡ 講師より

仕事柄、労務トラブルの場面によく出くわします。「言われたとおりにはやりました。ミスは仕方ないでしょう。責任を取れと言われても困ります。」と、ミスに対する謝罪の言葉は一切無い。そして、「自分は間違っていない、おかしいのは会社の方。」と自己防衛にはしり権利を主張する、時には親をも巻き込んで。実際そんな社員もいるのです。つまり、これまでの常識が通用しない世の中になっている、そんなふうにも言えるでしょう。そして、こんなときだからこそ！『就業規則』が真価を發揮します。

『社長の“想い”と“こだわり”を伝える就業規則』とは、会社を守る為の文章でガチガチに固め、いざというとき相手に見せつけ、これでどうだ！と相手を押さえつけるようなものではありません。社長が考える社員のあるべき姿を文章で明らかにすることで社員にしっかり伝える。そしてそれを社員に理解させることでいらぬ労務トラブルを防ぐ。また、万一それでも労務トラブル起こってしまったときには、「うちはこう考える！うちではこうなっている！」と、その判断基準がハッキリ書かれていてキッパリ対応できる、そういう就業規則なのです。

今こそ、御社の就業規則を『社長の“想い”と“こだわり”が伝わる就業規則』に変える絶好のチャンスです！

■ セミナーのお申込方法

別紙「参加申込書」にご記入のうえ、今すぐFAXでお申し込みください。

折り返し、参加証、会場案内図、請求書をお送りいたします。

《主催・申込先》

西遠労務協会 (株)ビジネスコーチ人事研究所

<http://www.seienroumu.com>

〒433-8105 浜松市北区三方原町 314-2 TEL:053-436-1033 FAX:053-436-1138